

覚 書

宇度墓堀内への汚水流入防止について

大阪府泉南郡岬町淡輪に所在する宮内庁所管の宇度墓の堀には、元来、農業用水路を経て雨水等の自然水が流入し、その堀水は景観の維持など環境保全に留意しながら、灌漑用にも利用して、附近住民の利益のために役立ててきた。

しかしながら、近年の急激な宅地開発によつて急増した住宅の家庭雑排水が既存の農業用水路を通じて宇度墓に流入しており、このため、堀水は次第に汚濁の度を増し、腐敗して悪臭が発生し、それが附近一帯に広がり、近隣の生活環境を著しく阻害している。

このような現状にかんがみ、今後、堀への汚水の流入を排除して、堀水の浄化と周辺環境保全のため下記のとおり覚書を交換する。

記

- 堀へ流入する水は、番川の水を在来の農業用水路を通じ、宇度墓前方部入水口から流入させ、堀水の水位を常時確保する。
- 宇度墓後円部入水口から家庭雑排水等が堀へ流入して堀水が汚濁することを防止するため、水路の合流点にせき止めを設けて、汚水を常時、新設下水路に流す。ただし、豪雨等止むを得ない場合に限り、当分の間オーバー・フローの形で堀へ水を流入させる。
- 岬町及び淡輪東水利組合は、堀水の汚濁防止及び環境保全のため、家庭雑排水等を堀へ流入させないよう、水路の維持管理及び改善に努める。また、宮内庁は堀水の水位に留意して堀の維持管

理を行い、災害時又は堤防改修等の工事施工のため放水を必要とするときは、岬町及び淡輪東水利組合と協議の上、実施する。

- 前各項に掲げることのほか、緊急の事態が発生したときは、宮内庁、岬町及び淡輪東水利組合の三者で協議の上、必要な処置を行う。
- 堀水の引用については、陵墓の管理上支障のない限り、宮内庁は協力は協力することとし、この場合、淡輪東水利組合は宮内庁へ書面により申請する。
- この覚書の証として、本書参通を作り、当事者記名押印の上、各一通を保有する。

昭和52年 9月 5日

宮内庁書陵部古市陵墓監区事務所長 山本



大阪府泉南郡岬町長 谷崎登



大阪府泉南郡岬町淡輪東水利組合長



山本 登